

随意契約見直し計画

平成 19 年 11 月 28 日
(独)国立国語研究所

1. 随意契約の見直し計画

- (1) 平成 18 年度において、締結した随意契約について点検・見直しを行い、以下のとおり、随意契約によることが真にやむを得ないものを除き、可能な限り一般競争入札等に移行するものとし、遅くとも 20 年度から、一般競争入札等に移行するよう努めることとした。

【全体】

		平成 18 年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(4.6%) 3	(4.8%) 8,087
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	(4.6%) 3	(9.9%) 16,578		
随意契約		(95.4%) 62	(90.1%) 151,221	(41.5%) 27	(28.9%) 48,391
合 計		(100%) 65	(100%) 167,799	(100%) 65	(100%) 167,799

(注 1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注 2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		() %	() %
一般競争入札等	競争入札			/	
	企画競争	() %	() %		
随意契約		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		1	1,043	1	1,043
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		1	1,043	1	1,043

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

【同一所管法人等以外の者】

		平成18年度実績		見直し後	
		件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
事務・事業を取り止めたもの (18年度限りのものを含む。)		/		(4.7%)	(4.8%)
				/	
一般競争入札等	競争入札	/			
	企画競争			(4.7%)	(9.9%)
		3	16,578	2	12,978
随意契約		(95.3%)	(90.1%)	(40.6%)	(28.4%)
		61	150,178	26	47,348
合 計		(100%)	(100%)	(100%)	(100%)
		64	166,756	64	166,756

(注1) 見直し後の随意契約は、真にやむを得ないもの

(注2) 金額は、それぞれ四捨五入しているため合計が一致しない場合がある

- (2) 随意契約によることができる場合を定める基準について、以下のとおり改正することとした。
- ・ 工事又は製造について、「500万円を超えないもの」から、「250万円を超えないもの」に変更
 - ・ 財産の買い入れについて、「320万円を超えないもの」から、「160万円を超えないもの」に変更
 - ・ 役務の提供について、「320万円を超えないもの」から、「100万円を超えないもの」に変更
 - ・ 賃借料の年額又は総額について、「160万円を超えないもの」から、「80万円を超えないもの」に変更
- (3) 随意契約の公表の基準について、以下のとおり改正することとした。

同 上

2. 随意契約見直し計画の達成へ向けた具体的取り組み及び移行時期
随意契約によることが真にやむ得ないもの以外、遅くとも平成20年度から一般競争入札等に移行するよう努めることとした。
- (1) 総合評価方式の導入拡大
総合評価方式を導入する調達案件は、本所においてはありません。
- (2) 複数年度契約の拡大
複数年契約を拡大する調達案件は、本所においてはありません。
- (3) 入札手続きの効率化
一般競争入札の拡大に伴う業務量の増加を勘案し、調達時期等を事前に把握するよう努める。
- (注) 個別の契約の移行時期及び手順については、「随意契約の点検・見直しの状況」に記載